



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

～物干し竿の移動販売～

【事例】

移動販売車を呼び止めて「古くなった物干し台を処分してもらえるなら」と新しい物干し台と竿を注文した。

価格表には4千円とあったが、代金10万円を請求された。納得しなかったが、男性2人組で怖かったので仕方なく支払った。

【ひとことアドバイス】

- ◇こうしたケースではクーリングオフができます。領収書は必ず受け取りましょう。
- ◇「あなた用に竿の長さを調整するため、途中で切断した。返品はできない」と支払いを迫る悪質なケースもあります。
- ◇領収書を発行しなかったり、連絡先が架空のものだったりして返金交渉ができず、泣き寝入りするケースもあります。
- ◇移動販売業者から購入する際は、商品と金額をしっかりと確認し、納得しなければきっぱりと断りましょう。また、脅迫された場合は警察に通報しましょう。

こんなとき、どうする？



相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!